

母子保健事業に関わる人材の条件に関する研究

政令市・特別区における母子保健事業について

大倉 慶子* 澤 節子** 鈴木 和子*** 諸岡 公子****

要 約：母子保健法等の改正に伴い、平成9年度から母子保健事業の主要部分が市町村に委譲されることとなった。これによって市町村は母子保健事業のうち基本的な乳児健診等の事業を新たに実施主体として行うこととなる。しかし政令市および東京都特別区においては、従前からそれぞれが設置している保健所を中心に母子保健事業が展開されてきており、大きな変革を迫られることはない。しかし、少なからぬ影響を受けることはもちろんであり、また、新たな問題点も発生することとなる。特に、平成7年4月3日、厚生省児童家庭局長通知「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」（児発第376-1号）による事業については新たな取組みが求められる。

見出し語：政令市・特別区、母子保健事業、子どもにやさしい街づくり事業

1. はじめに

母子保健法等の改正によって、母子保健事業については住民に身近な市町村において実施することとなった。これは多様な住民ニーズに応え、きめ細かな一貫したサービスを提供し、また地域の特性を生かした保健・福祉施策を展開するためには、市町村を実施主体として一元化することが適当であるとの考えに基づくものである。これによって市町村は健康診査、保健指導等の基本的母子保健事業を実施主体として実施しなければならないこととなる。そして、都

道府県は専門的サービスを提供し、市町村相互の連絡調整を行い、また市町村に対して指導、助言、技術的援助等を行うこととなる。

しかし、政令市および特別区にあっては、従来からそれぞれが設置している保健所において母子保健事業を実施してきており、組織体制の変更や事業の体系整備などの問題はあるとしても、基本的には大きな変革を迫られることはないと思われる。すなわち改正された母子保健法に基づく母子保健事業にあっても、基本的には従来からそれぞれの保健所において行われてき

* 町田保健所長 ** 長崎保健所長 *** 穂谷保健所長 **** 神田保健所保健サービス課長

た事業の延長上のものであり、また、そのための施設やスタッフも政令市および特別区にあってはとりあえず整っているからである。

しかし、今後、事業の一層の充実を図って行かなければならないことはもちろんであり、また、「地域による育児支援」を積極的に推進していく必要がある。

以下、母子保健法の改正にともない、政令市および特別区において、今後の母子保健事業の展開に関連して問題となる点を指摘することとしたい。

2. 組織体制、スタッフ、施設に関して

政令市および特別区においては、従来からそれぞれが設置している保健所において母子保健事業のほとんどが主体的に行われてきている。母子保健事業の中核を占める「健診」についても、そのための物的施設が整備され、また、スタッフとしても、医師、歯科医師、保健婦、看護婦、心理判定、栄養士、歯科衛生士、事務職員等がそろっており、事業実施のための手法も十分蓄積され、健診後の事後指導までも行われているのである。その他、母子健康手帳交付、妊婦検診、新生児訪問指導等についても、従来行ってきた事業の延長上で実施でき、さらには未熟児訪問、障害児や長期疾病児に対する療育等についてもそれぞれの政令市および特別区においてほぼ完結的に実施することが可能である。

今後は、施策の一層のレベルアップを図ることと、「疾病指向型」から「健康指向型」への

変革をすすめることが課題となるであろう。

3. 子どもにやさしい街づくり事業

政令市、特別区などの都市部における「都市型保健所」においては、生活様式の変化や価値観の多様化が進み、核家族化や小子化、地域の連帯意識の希薄化、情報の氾濫、女性の社会進出などの問題を抱えており、母子を取り巻く環境は著しく変化している。そしてこれにともなう育児不安や育児補完機能に対するニーズが増大し、家族への育児支援や相談・指導体制の確立が何より必要なものとなってきている。なかでも育児に対し無知な親が多くなっており、こうした親に対する教育や精神的な支援などが特に大切になってきている。

こうした状況を考えるとき、平成7年4月3日、厚生省児童家庭局長通知「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」に基づく事業は、これからの行政施策の中心的なものとなるであろう。この通知によれば、基本事業として①「子どもにやさしい街づくり推進会議」の設置、②子どもの遊び場の確保、③健全育成普及啓発事業の三つをあげ、選択事業として、①自然に恵まれた地域での体験活動事業、②老人とのふれあいを推進するための地域交流事業、③親子のふれあいを推進するための事業、④父親養育研修事業、⑤ジュニアボランティア活動育成等事業、⑥子どもと家庭の相談事業、⑦乳幼児健全育成相談事業、⑧その他児童の健全な育成に資する事業、⑨地域活動事業、⑩母子栄養管理事業、⑪乳幼児の育成指導事業、⑫出産前小

児保健指導事業、⑬産後ケア事業、⑭思春期における保健・福祉体験学習事業、⑮健全母性育成事業、⑯その他母子の健全な育成に資する事業の16の事業をあげている。これらは昭和51年から平成6年に出された11の厚生省通知をすべて廃止し、新たに一つの通知として出しなおしたものである。

これらの事業を行っていくためには、いうまでもなく従来の母子保健所管部局のみで対応できるものでなく、福祉、教育、土木等を所管する部局との協力・連携が不可欠である。また、行政内部のみならず、医療を含めた民間との協力・連携が必要となる。しかし、行政内部に関しては、いわゆる「縦割り行政」のため、部局相互が十分に連携することは困難である。そのために特に福祉と保健に関しては組織を一体化しようとする試みもなされてはいる。しかし、これもまた必ずしも容易でない。平成7年、特別区協議会資料室が政令市と特別区に対しておこなったアンケート調査によると、「フォーマルな組織として母子保健事業を保健、福祉と一体化すべき」として論議・検討されている自治体は、政令市では19%、特別区では6%に過ぎず、また、「実際に組織として保健・福祉の連携が行われている事業や活動」については、政令市が43%、特別区が30%であったという事実を見てもその連携の難しさがうかがわれる。厚生省通知では「子どもにやさしい街づくり推進会議」の設置を実施すべき基本事業としてあげているが、これは母子保健事業の実施主体で

ある市町村の関連部局と児童の健全育成と母子保健活動に取り組む公的機関や民間の商工会、企業、地域ボランティア団体等が一体となって児童の健全育成と母子保健活動を推進しようとするものである。この推進会議を設置し、機能を十分に発揮させることが今後の母子保健の重要な課題となるのである。

特別区においては、昭和39年に東京都独自の実施要綱によって発足し、各保健所ごとに設置されている「地区母子保健対策協議会」を土台として発展的に設置することができる。しかし類似の機関が置かれていない政令市や市町村にとっては、その設置が急がれることとなるであろう。

3. 保健所と保健センターの役割分担

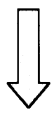
政令市および特別区においては、それぞれ母子保健を所管する部局および保健所法に基づく保健所の他、独自に設置された保健相談所や母子保健センター等が置かれており、これらが地域のニーズに応じ、人口の変化に対応しつつ、母子保健サービスを行ってきた。

今回の法改正によりそれぞれの法的根拠が整備され、その役割も明記されることとなったが政令市および特別区においては、従来から設置されている保健相談所や母子保健センター等を組織的にどう整備していくか、またそれぞれの政令市、特別区において独自にすすめてきた役割分担、連絡調整、指導、専門的助言、技術援助計画の策定などを今後どのように再構成していくかが課題となることとなる。特に政令市や

特別区においては、すでに各種の専門職が配置されているので、これらをどのように適正に再配置し直し、効率的な運営を図っていくかが大きな問題となるであろう。

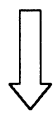
4. おわりに

市町村における母子保健事業を効率的に実施していくために、政令市および特別区における母子保健事業について、母子保健法の改正とからめて考察したが、今回の母子保健法の改正によっても、政令市および特別区においては、施設およびスタッフの面では既に十分な資産を有しており、母子保健事業を実施していくという面においては、基本的には従来行ってきた施策を整備しなおすことによって対処することが可能であって「専門職がない」、「施設がない」などの問題はない。しかし、厚生省通知「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」に示された「子どもにやさしい街づくり推進会議」の設置をはじめとする各種事業については母子保健施策の向上を図り、地域住民のニーズに応えるため、政令市および特別区にとって今後、積極的に取り組んで行かなければならない重要な課題となるのである。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要 約:母子保健法等の改正に伴い、平成 9 年度から母子保健事業の主要部分が市町村に委譲されることとなった。これによって市町村は母子保健事業のうち基本的な乳児健診等の事業を新たに実施主体として行うこととなる。しかし政令市および東京都特別区においては、従前からそれぞれが設置している保健所を中心に母子保健事業が展開されており、大きな変革を迫られることはない。しかし、少なからぬ影響を受けることはもちろんであり、また、新たな問題点も発生することとなる。特に、平成 7 年 4 月 3 日、厚生省児童家庭局長通知「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」(児発第 376-1 号)による事業については新たな取組みが求められる。